

玄海原子力発電所 SG保管庫共用化及び保管対象物変更に係る保安規定 確認事項

No.	資料タイトル	ページ	確認内容	受領日	関連資料等	回答	回答日
23	補足説明資料－6	P66	異常が認められた場合の必要な措置について、第1編第98条の2第3項に記載される行為者が行う具体的な対応内容を資料へ反映すること。	2022年7月8日	補足説明資料6	異常が認められた場合の必要な措置について、対応内容を資料へ追加した。 具体的な記載内容は以下のとおり。 各課長が巡視、保管量等の確認を行い、異常が見つかった場合、異常の内容に応じて各課長から関係箇所へ異常を除去するための作業を依頼する。依頼を受けた関係箇所は補修等の対応を行い、その結果を各課長へ通知する。各課長は、必要に応じて再度巡視等の点検を行い、異常が無くなったことを確認する。なお、異常を除去するための作業の実施箇所は、第5条の業務所掌に基づく。	次回ヒアリング
24	補足説明資料－7	P68	原子炉容器上部ふたが技術基準第39条に規定される高放射性固体廃棄物には該当しないことを告示にて判断している旨を資料へ反映すること。	2022年7月8日	補足説明資料7	原子炉容器上部ふたが技術基準規則第39条に規定される高放射性固体廃棄物には該当しないことを技術基準規則の解釈第39条第5項に規定される方法にて判断している旨を資料へ反映する。	次回ヒアリング
25	変更認可申請書	P2	「蒸気発生器保管庫 管理区域図」の呼び込みが第2編から第1編へ変更されているが、管理区域図自体には変更がない旨を資料へ反映すること。また、現在の管理区域図の呼び込みなどがどのように読むようになっているか追記すること。	2022年7月8日	補足説明資料8	管理区域設定箇所について、安全管理第二課長は、第1編 添付4のうち第103条の2に記載の箇所となり、廃止措置安全課長は、第2編 添付1のうち第35条の2に記載の箇所となる。 なお、第2編 添付1の内容は、「第1編の添付4に同じ」と規定していることから、廃止措置安全課長が設定する管理区域図は、第1編の添付4を読み込みこととなる。 本申請のうち「管理区域の設定・解除」における変更は、蒸気発生器保管庫の管理区域設定者のみであり、管理区域設定者が変更となっても読み込みは同じであることから、第2編 添付1の記載及び第1編 添付4「蒸気発生器保管庫の管理区域図」の変更はない。 上記の内容を資料へ反映する。	次回ヒアリング
26	補足説明資料－2	P33	上流文書(設置変更許可申請書)から保安規定への記載内容は、第1編だけ記載されているが、第2編分も資料へ追加すること。	2022年7月8日	補足説明資料2	上流文書(設置変更許可申請書)から保安規定への記載内容について、第2編分も資料へ追加する。	次回ヒアリング